

日高川町自主講演会開催補助事業のご案内

団体またはグループが広く町民や地域住民を対象とした講演会や研修会等を開催する場合に町から補助金が出ます!

補助対象となる団体・グループ

日高川町内に住所を有する方々で組織された団体またはグループを対象とします。同じ趣味を持つ仲間や地域の仲良しグループであっても対象となります。

補助事業の内容

補助対象となる団体またはグループが主催し、広く町民や地域住民を対象とした講演会や研修会等の開催。

★具体例……

- 子育てサークルが講師を招いて町民を対象に子育て講演会を開催する
 - ジョギング仲間が講師を招いて地域住民を対象に健康運動教室を開催する
 - 仲良しグループが講師を招いて地域住民を対象に料理講習会を開催する
 - バンド仲間が講師を招いて町民を対象にギター教室を開催する
- ※営利活動や宗教活動に該当せず、社会教育の範疇であると認められる事業が対象となります。ただし、他の補助金制度と重複する事業は対象外となります。

申請の方法

補助金の交付を受けようとする団体またはグループは、補助金交付申請書や事業計画書等を教育委員会 川辺公民館へ提出していただく必要があります。

※申請に係る書類等は、希望団体等に対し、川辺公民館から郵送でお送りします。

▶教育委員会ホームページ

<http://www.hidakagawa-ed.jp/>

補助金の額

団体またはグループからの申請に基づき審査し決定します。

実績の報告

補助金の交付決定を受けた団体またはグループは、事業終了後速やかに実績報告関係書類を提出していただく必要があります。

補助金の交付は、実績報告関係書類の提出後になります。

■お問合せ 教育委員会 川辺公民館 ☎22-9553

健康増進法の一部を改正する法律について

3つの基本的な考え方

1 望まない受動喫煙をなくす



2 受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者等に特に配慮



3 施設の類型・場所ごとに対策を実施



受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立を受けて、7月1日(月)から、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関(役場本庁、支所等)の敷地内は原則禁煙となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「消費税増税対策プレミアム付商品券」を発行します

25%“お得”

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために「消費税増税対策プレミアム付商品券」を発行します。

「消費税増税対策プレミアム付商品券」を購入できるのは?

①住民税非課税の方

平成31年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- 住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- 生活保護の受給者等

おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

②子育て世帯

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は、両方の立場で商品券を購入いただけます。

「消費税増税対策プレミアム付商品券」申請から使用までの流れ

1 申請する (住民税非課税の方のみ)	○対象となる可能性のある方には、役場から個別に申請書を郵送します。(7月末頃) ○申請書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて返送してください。 ○申請期間：令和元年8月1日(木)から11月29日(金)まで ※子育て世帯分については申請は不要です。
2 商品券の購入引換券が届く	○対象となる住民税非課税の方には、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。 ○子育て世帯分については、住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。
3 商品券を購入する	○購入引換券・本人確認書類を示し、現金で商品券を購入してください。 ○商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入) ○購入可能期間：令和元年10月1日(火)から令和2年1月31日(金)まで ○購入場所：日高川町役場(本庁・出納室) (中津支所・中津地域振興課)(美山支所・美山地域振興課)(寒川出張所)
4 商品券を使用する	○商品券は使用可能な期間中に、使用可能な店舗でご使用ください。 ○使用可能期間：令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。 ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は500円とし、利用しやすい額としています。

■お問合せ ◇制度に関すること 企画政策課 ☎22-2041 ◇住民税に関すること 税務課 ☎22-8841

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。令和元年度の免除等の受付は7月から開始され、令和元年7月分から翌年6月分までの期間を対象として審査を行いますので、住民課及び支所・出張所にて申請・手続きを行ってください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までとなります。申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、役場(住民課、支所、出張所)もしくは年金事務所へご相談ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001